

令和 6 事業年度
退職者医療特別会計

(添付書類)

事業報告書
決算報告書

社会保険診療報酬支払基金

令和 6 事業年度
事業報告書

令和 6 事業年度退職者医療関係業務 事業報告書

1. 退職者医療関係業務の概要

(1) 事業内容

国民健康保険法の定めるところにより、次の業務を行うこと。

ア 被用者保険等保険者から拠出金を徴収すること。

イ 都道府県に対し療養給付費等交付金を交付すること。

ウ 前記ア及びイの業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

区 分	令和 6 事業年度	令和 5 事業年度末
職員定数	0 名	2 名

(3) 沿 革

年 月	事 業 内 容 の 沿 革
昭和 59 年 10 月	国民健康保険法に基づく退職者医療関係業務を開始した。

(4) 設立の根拠

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）

(5) 退職者医療関係業務を行う根拠となる法律

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

(6) 主管省庁名

厚生労働省

2. 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

本特別会計による役員定数はない。

3. その事業年度及び過去3事業年度以上の事業の実施状況

(1) 令和6事業年度

ア 事業計画の実施の結果

(ア) 事務費拠出金の徴収

令和6事業年度における事務費拠出金の予定額は

25,845 千円

であって、これに対する事務費拠出金の徴収決定額は

25,844 千円

であった。

この事務費拠出金徴収決定額に対し収入済額は

25,844 千円

であって、年度内に全額が収入となった。

(イ) 療養給付費等交付金の交付

令和6事業年度において令和5年度分に係る療養給付費等交付金の返還請求又は追加交付を行った。

療養給付費等交付金の返還請求決定額は

70,223 千円

であった。

この療養給付費等交付金の返還請求決定額については、年度内に全額が収入となった。

また、療養給付費等交付金の追加交付決定額は

22 千円

であった。

この療養給付費等交付金の追加交付決定額については、年度内に全額を支出した。

イ 資金計画の実施の結果

令和6事業年度における資金計画は、収入及び支出とも

事業費勘定	569,218 千円
-------	------------

事務費勘定	271,212 千円
-------	------------

計	840,430 千円
---	------------

を予定したが、収入済額及び支出済額はともに

事業費勘定	569,211 千円
事務費勘定	262,290 千円
計	831,501 千円

であって、差し引き

事業費勘定については	6 千円
------------	------

減少し、

事務費勘定については	8,921 千円
------------	----------

減少した。

なお、資金計画の実施状況の明細は、次表のとおりである。

資 金 計 画 実 績 表

[事業費勘定]

支				出		収			入
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)		
	千円	千円	千円		千円	千円	千円		
療養給付費等交付金	52	22	△ 29	前年度からの繰越金	473,111	473,110	△ 0		
事務費勘定へ繰入	25,845	25,844	△ 0	事務費拠出金収入	25,845	25,844	△ 0		
拠出金精算返還金	541,436	541,435	△ 0	雑 収 入	9	32	23		
予 備 費	927	—	△ 927	交付金精算返還金	70,253	70,223	△ 29		
翌年度への繰越金	958	1,909	951						
合 計	569,218	569,211	△ 6	合 計	569,218	569,211	△ 6		

資 金 計 画 実 績 表

[事務費勘定]

支				出				収				入		
区	分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区	分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区	分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
		千円	千円	千円			千円	千円	千円			千円	千円	千円
事 務 取 扱 費		7,603	7,264	△ 338	前年度からの繰越金		244,445	235,289	△ 9,155			25,845	25,844	△ 0
職 員 諸 給 与		2,090	1,657	△ 432	事業費勘定からの受入		898	1,026	128			24	130	106
管 理 諸 費		5,513	5,606	93	そ の 他 の 収 入									
そ の 他 の 支 出		39,859	22,363	△ 17,496	雑 収 入									
翌年度への繰越金		223,750	232,663	8,913										
合 計		271,212	262,290	△ 8,921	合 計		271,212	262,290	△ 8,921			271,212	262,290	△ 8,921

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融资資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

該当なし

(2) 過去3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

令和3事業年度から令和5事業年度の事業計画の実施の結果は、次表のとおりである。

拋出金

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	徴収決定額	収 入 済 額	収入未済額
療養給付費等	3	38,777	38,777	38,777	—
	4	53	64	64	—
	5	2	2	2	—
事 務 費	3	153,581	153,715	153,715	—
	4	139,494	139,524	139,524	—
	5	67,619	67,643	67,643	—

療養給付費等交付金

(単位：千円)

年 度	予 定 額	交付決定額	支 出 済 額	支払未済額
3	514,516	2,671	2,671	—
4	122,535	54,569	54,569	—
5	11,200	21,010	21,010	—

イ 資金計画の実施の結果

令和3事業年度から令和5事業年度の資金計画の実施の結果は、次表のとおりである。

〔事業費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
3	支 出	15,008,159	17,699,022	2,690,863
	収 入	15,008,159	17,699,022	2,690,863
4	支 出	11,568,062	11,948,894	380,832
	収 入	11,568,062	11,948,894	380,832
5	支 出	4,345,053	4,399,705	54,652
	収 入	4,345,053	4,399,705	54,652

〔事務費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
3	支 出	469,267	464,748	△ 4,518
	収 入	469,267	464,748	△ 4,518
4	支 出	421,230	433,378	12,148
	収 入	421,230	433,378	12,148
5	支 出	376,886	333,849	△ 43,036
	収 入	376,886	333,849	△ 43,036

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融资資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

該当なし

4. 退職者医療関係業務の一部の委託を受け、又は退職者医療関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産を有するときはその額、事業内容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

該当なし

5. 支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要

該当なし

6. 支払基金が対処すべき課題

退職者医療特別会計に所属する権利及び義務が令和7年4月1日に前期高齢者特別会計に承継されたため、該当はない。

令和 6 事業年度 決算報告書

1. 令和6事業年度退職者医療特別会計収入支出決算書
2. 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

1. 令和6事業年度退職者医療特別会計収入支出決算書

1. 事業費勘定

令和6事業年度における事業費勘定の

収入決定済額は 567,335 千円

であって

支出決定済額は 567,302 千円

であった。

したがって、収入が支出を 32 千円

超過した。

また、この勘定の損益計算上の利益は 32 千円

であって、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）附則第5条第3項において、なお効力を有するものとされた改正前国民健康保険法附則第19条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第146条第1項の規定により、積立金として整理することとした。

2. 事務費勘定

令和6事業年度における事務費勘定の

収入決定済額は 45,465 千円

であって

支出決定済額は 44,571 千円

であった。

したがって、収入が支出を 894 千円

超過した。

なお、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第5条第5項の規定により、令和7年4月1日に退職者医療特別会計に所属する権利及び義務が前期高齢者特別会計に承継することから、この超過金額については、収入予算として高齢者の医療の確保に関する法律第144条による厚生労働大臣の認可を受けることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項第1号に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用に充てることとした。

3. 収入支出決算に係る事業費勘定及び事務費勘定それぞれの各款項の総額を示せば、次表のとおりである。

令和6事業年度退職者医療特別会計 事業費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科	目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 拠出金収入		千円 25,845	千円 25,844	千円 △ 0	
(項) 事務費拠出金収入		25,845	25,844	△ 0	
(款) 受入金		472,153	471,234	△ 918	
(項) 受入金		472,153	471,234	△ 918	
(款) 雑収入		70,262	70,256	△ 5	
(項) 雑収入		9	32	23	
(項) 交付金精算返還金		70,253	70,223	△ 29	
合	計	568,260	567,335	△ 924	

[支 出 の 部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増 △減額	支出予算現額	支出決定済額	翌事業年度の繰越額	不 用 額	備 考
(款) 療養給付費等交付金	千円 52	千円 —	千円 —	千円 —	千円 52	千円 22	千円 —	千円 29	
(項) 療養給付費等交付金	52	—	—	—	52	22	—	29	
(款) 事務費勘定へ繰入	25,845	—	—	—	25,845	25,844	—	0	
(項) 事務費勘定へ繰入	25,845	—	—	—	25,845	25,844	—	0	
(款) 諸 支 出 金	541,436	—	—	—	541,436	541,435	—	0	
(項) 拠出金精算返還金	541,436	—	—	—	541,436	541,435	—	0	
(款) 予 備 費	927	—	—	—	927	—	—	927	
(項) 予 備 費	927	—	—	—	927	—	—	927	
合 計	568,260	—	—	—	568,260	567,302	—	957	

令和6事業年度退職者医療特別会計 事務費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科	目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 事業費勘定からの受入		千円 25,845	千円 25,844	千円 △0	
(項) 事業費勘定からの受入		25,845	25,844	△0	
(款) 受入金		19,491	19,491	—	
(項) 受入金		19,491	19,491	—	
(款) 雑収入		24	130	106	
(項) 雑収入		24	130	106	
合	計	45,360	45,465	105	

[支 出 の 部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌事業年度への繰越額	不 用 額	備 考
(款) 事務取扱費	千円 45,360	千円 —	千円 —	千円 —	千円 45,360	千円 44,571	千円 —	千円 788	
(項) 職員諸給与	1,707	—	—	—	1,707	1,695	—	11	
(項) 退職給付引当預金への繰入	39,385	—	—	—	39,385	39,385	—	—	
(項) 管理諸費	4,268	—	—	—	4,268	3,490	—	777	
(款) 予備費	—	—	—	—	—	—	—	—	
(項) 予備費	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	45,360	—	—	—	45,360	44,571	—	788	

2. 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令
附則第14条の規定によりなおその効力を有する
ものとされた社会保険診療報酬支払基金の
退職者医療関係業務に係る財務及び会計に関
する省令第13条第2項の規定による予算総則
に規定した事項に係る予算の実施結果

令和6事業年度退職者医療特別会計予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条の規定による経費の流用は、行わなかった。
2. 総則第3条の規定による経費の翌事業年度への繰り越しは、行わなかった。